****

恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業

**ベビー用品をお届けすることを通じて、赤ちゃんと保護者の方の見守りを目的とした、子育て支援サービスです**。

**【対象】**

**・令和６年４月１日以降に出生したお子さんを養育している保護者**

**・恵那市に住民票がある世帯**

**・支給期間は、申請月の翌月から満１歳の誕生月の末日まで**

**１.見守り機会を増やす**

**ベビー用品の宅配をきっかけに、お子さんの成長を確認できる機会を増やすことで、将来的な見守りに繋げていきます。**

ポイント

ポイント



**２．経済的負担の軽減**

**紙おむつ等3,000円相当のベビー用品をプレゼントし、経済的な負担を**

**軽減します。（満１歳の誕生月の末日までに2回宅配します。）**

ポイント

**３．見守りによる不安解消**

**市が委託した見守り支援員（子育て経験がある女性スタッフ）による声掛けや見守りを行い、育児に関する悩み相談など、不安感を軽減します。**

**※必要に応じて保健**

**師等が連絡、訪問する場合があります。**

**恵那市役所　子育て支援課**

**月～金（土・日・祝日除く）　午前８時30分～午後５時15分**

**電話 : 0573-26-6820（直通）**



**育児に関する相談にも応じるから、気軽に相談してほしいんだナ！！**

**恵那市公式キャラクター　エーナ**

恵那市見守り支援員ベビー用品宅配事業

～申請から宅配までの流れ～

**乳児を養育する家庭**



**➂委託業者から、訪問日時の調整を行うための連絡が入ります。**

**日程調整後、自宅にベビー用品を宅配します。**

**※原則、生後３か月頃と６か月頃の２回宅配します。**

**➀出生届を提出する際、**

**ベビー用品宅配事業申請書を提出**



****

**②申請書を受理、委託業者へ宅配依頼**

**市委託業者**

1. 出生届提出時に「見守り支援員ベビー用品宅配事業」の申請をします。
2. 「見守り支援員ベビー用品宅配事業」支給決定通知書とベビー用品の申込書をご自宅に郵送します。
3. 委託業者と直接宅配の日程調整を行っていただいた後、ご自宅にベビー用品を宅配します。

　見守り支援員は、ご家庭やお子様の様子を目視と聞き取りで確認し、必要に応じて保健師等へ繋げます。

**宅配時に、お子様と保護者の方に直接お会いし、手渡しでお届けします。**

・見守り支援員は、子育て経験がある女性スタッフです。お気軽にご相談ください。

・市委託業者が個人情報について、この事業以外に利用することはありません。

・里帰り先など、ご自宅以外への宅配はできません。